

第3回阿蘇市議会会議録

1. 令和3年9月3日 午前10時00分 招集
2. 令和3年9月7日 午前10時00分 開議
3. 令和3年9月7日 午前11時58分 散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	佐藤和宏	2 番	佐藤菊男
3 番	児玉正孝	4 番	甲斐純一郎
5 番	立石昭夫	6 番	竹原祐一
7 番	岩下礼治	8 番	谷崎利浩
9 番	園田浩文	10 番	菅敏徳
11 番	市原正	12 番	森元秀一
13 番	大倉幸也	14 番	田中弘子
15 番	五嶋義行	16 番	藏原博敏
17 番	古木孝宏	18 番	田中則次
19 番	河崎徳雄	20 番	湯浅正司

欠席議員

なし

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐藤義興	副市長	和田一彦
教育長	坂梨光一	総務部長	高木洋
市民部長	宮崎隆	経済部長	阿部節生
土木部長(水道局長)	藤田浩司	教育部長	山口貴生
阿蘇医療センター事務部長	井野孝文	代表監査委員	小野正敏
総務課長	村山健一	福祉課長	松岡幸治
農政課長	佐伯寛文	建設課長	中本知己
財政課長	廣瀬和英	教育課長	藤井栄治
会計管理者(会計課長)	大塚浩二	監査委員事務局長	渡邊一倫
政策防災課長	山本繁樹	ほけん課長	山中昭人
観光課長	秦美保子	住環境課長	加藤勇二郎
人権啓発課長	市原吉治	市民課長	森永智保
まちづくり課長	荒木仁	水道課長	竹原昭典
税務課長	市原修二	内牧支所長	加来隆浩

波野支所長 岩下勝則 農業委員会事務局長 徳永稔

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 本山英二 議会事務局次長 市原多喜男
書記 山本悠未

9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

- | | | |
|--------|----------|--------------------------------------|
| 日程第 1 | 認定第 1 号 | 令和 2 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 2 | 認定第 2 号 | 令和 2 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 3 | 認定第 3 号 | 令和 2 年度阿蘇市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 4 | 認定第 4 号 | 令和 2 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 5 | 認定第 5 号 | 令和 2 年度阿蘇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 6 | 認定第 6 号 | 令和 2 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 7 | 認定第 7 号 | 令和 2 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 8 | 認定第 8 号 | 令和 2 年度阿蘇市古城財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 9 | 認定第 9 号 | 令和 2 年度阿蘇市中通財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 10 | 認定第 10 号 | 令和 2 年度阿蘇市宮地財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 11 | 認定第 11 号 | 令和 2 年度阿蘇市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について |
| 日程第 12 | 認定第 12 号 | 令和 2 年度阿蘇市病院事業会計決算の認定について |
| 日程第 13 | 報告第 10 号 | 令和 2 年度阿蘇市財政の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について |

午前 10 時 00 分 開議

1 開議宣告

○議長（湯浅正司君） おはようございます。

ただ今の出席議員は 20 名であります。したがって、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

それでは、日程に従いまして、議事を進めてまいります。

お諮りいたします。日程第 1、認定第 1 号「令和 2 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」から、日程第 12、認定第 12 号「令和 2 年度阿蘇市病院事業会計決算の認定について」までを一括議題にいたしたいと思っております。なお、質疑については、一般会計、特別会計、企業会計に分けて行うことにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 異議なしと認めます。したがって、日程第 1、認定第 1 号「令和 2 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」から、日程第 12、認定第 12 号「令和 2 年度阿蘇市病院事業会計決算の認定について」までを一括議題とし、質疑につきましては、一般会計、特別会計、企業会計に分けて行うことに決定をいたしました。

- | | | |
|--------|----------|--------------------------------------|
| 日程第 1 | 認定第 1 号 | 令和 2 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 2 | 認定第 2 号 | 令和 2 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 3 | 認定第 3 号 | 令和 2 年度阿蘇市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 4 | 認定第 4 号 | 令和 2 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 5 | 認定第 5 号 | 令和 2 年度阿蘇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 6 | 認定第 6 号 | 令和 2 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 7 | 認定第 7 号 | 令和 2 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 8 | 認定第 8 号 | 令和 2 年度阿蘇市古城財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 9 | 認定第 9 号 | 令和 2 年度阿蘇市中通財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 10 | 認定第 10 号 | 令和 2 年度阿蘇市宮地財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |

日程第 11 認定第 11 号 令和 2 年度阿蘇市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

日程第 12 認定第 12 号 令和 2 年度阿蘇市病院事業会計決算の認定について

○議長（湯浅正司君） それでは、令和 2 年度の阿蘇市一般会計、特別会計及び水道事業会計の決算について、これより会計管理者である会計課長の説明を求めます。

会計課長。

○会計課長（大塚浩二君） おはようございます。

ただ今、一括して議題としていただきました認定第 1 号から認定第 11 号までの各会計につきまして、令和 2 年度の歳入歳出決算を調整しましたので、御説明申し上げます。

認定第 1 号から認定第 10 号までの令和 2 年度阿蘇市一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書につきましては、別冊 11 となっております。認定第 11 号、令和 2 年度阿蘇市水道事業会計の決算書につきましては、別冊 12 となっております。

お手元に、「令和 2 年度歳入歳出決算書実質収支に関する調書より抜粋」と表記いたしました A4 サイズの一覧表を配付させていただいております。こちらの表で御説明させていただきます。

それでは、まず、認定第 1 号、阿蘇市一般会計でございます。歳入総額 220 億 953 万 4,522 円、歳出総額 206 億 7,240 万 7,697 円、歳入歳出差引額は、13 億 3,712 万 6,825 円となっております。このうち翌年度へ繰り越す財源といたしまして、繰越明許費繰越額が 2 億 986 万 2,350 円、事故繰越繰越額が 3,344 万 6,878 円、これらを差し引きました実質収支額は、10 億 9,381 万 7,597 円となっております。

続きまして、認定第 2 号、阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計から、認定第 10 号、阿蘇市宮地財産区特別会計までの各特別会計の歳入歳出決算につきましては、御覧いただいております一覧表のとおりとなっております。

次に、認定第 11 号、阿蘇市水道事業会計でございます。

まず、収益的収支につきましては、収益的収入 4 億 6,243 万 9,494 円、収益的支出 4 億 2,338 万 9,757 円、当年度の純利益は、3,904 万 9,737 円となっております。

続きまして、資本的収支でございます。資本的収入 2 億 1,387 万 4,000 円、資本的支出 4 億 148 万 7,407 円、差引額は、△1 億 8,761 万 3,407 円となっております。なお、収入額が支出額に対しまして不足する額につきましては、当年度消費税資本的収支調整額及び当年度損益勘定留保資金、減債積立金で補填をいたしております。

説明は以上でございます。御審議賜りますよう、よろしく申し上げます。

○議長（湯浅正司君） ただ今の令和 2 年度歳入歳出決算につきましては、実質収支に関する調書を抜粋して説明されたところであります。

次に、病院事業会計の令和 2 年度決算について、阿蘇医療センター事務部長の説明を求めます。

医療センター事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（井野孝文君） おはようございます。

ただ今議題としていただきました認定第 12 号、令和 2 年度阿蘇市病院事業会計決算の認定について、御報告させていただきます。資料は、別冊 13 の決算書を御覧ください。

まず、収益的収支につきまして、決算書 6 ページ、7 ページの損益計算書で御説明をさせていただきます。6 ページの数字の記載が 3 列あると思いますが、真ん中の列の数字になります。1 の医業収益の合計額が 14 億 4,446 万 862 円、2 の医業費用の合計額が 23 億 3,555 万 3,200 円でしたので、差引きの医業収支が△8 億 9,109 万 2,338 円となりました。次に、3 の医業外収益の合計額が 15 億 28 万 3,602 円、開けていただきまして、7 ページの 4 の医業外費用の合計額が 1 億 4,847 万 7,771 円でしたので、差引額はプラス 13 億 5,180 万 5,831 円となり、先ほどの医業損益にこの医業外収支差引額を加えたものが経常収支になりまして、経常利益といたしまして 4 億 6,071 万 3,493 円を計上することができました。結果といたしまして、7 ページの一番右側の欄の下から 3 行目の数字になりますが、当年度純利益 4 億 5,886 万 6,876 円の黒字となりまして、当年度未処理欠損金につきましては、前年度の額からこの額を差し引いて 20 億 3,688 万 1,770 円ということで、前年度より減少しております。

続きまして、資本的収支につきましては、決算書の 4 ページ、5 ページを御覧ください。まず、4 ページの表ですが、表の一番上段にあります列の決算額の欄の数字になりますが、資本的収入が税込みで 2 億 9,089 万円でございます。開けて、5 ページになりますが、資本的支出が、同じく決算額の欄の数字です、税込みで 4 億 4,249 万 8,666 円となっております。差引額の処理につきましては、表の下に※印で記載しておりますが、収入が支出に対して不足する額 1 億 5,160 万 8,666 円は、過年度分損益勘定留保資金で補填をしております。

以上、申し上げました経営状況につきましては、その詳細を 13 ページから 15 ページで報告しておりますので、まず 13 ページをお開けいただきたいと思っております。稼働状況につきましては、入院が、何回も申し上げて申し訳ございませんが、令和 2 年 1 月以降、新型コロナウイルス陽性患者の受入れのため、感染症病床のある 4 階の一般病床、36 床を空床化した影響によりまして、年間入院患者数が 2 万 1,446 人で、前年度に比べ約 2 割の 5,673 人の減となっております。外来も、最近はそのようではないんですが、受診控えの影響によりまして、年間外来患者数が 4 万 8,915 人、1 日平均は 201.3 人でしたが、前年度に比べ 3,191 人の減となっております。医業収益の合計は、今申し上げました入院収益と外来収益の減によりまして、前年度比 10.6%減の 14 億 4,446 万 1,000 円、医業外費用合計は、常勤医師の増に伴いまして、非常勤医師の報酬の減や減価償却費の減によりまして、前年度比 2.8%減の 23 億 3,555 万 3,000 円でした。差引きの医業収支は、△8 億 9,109 万 2,338 円となり、前年度より約 1 億円ほど損失が増える結果となりました。これによりまして、懸念されました病院経営につきましては、第二種感染症指定医療機関といたしまして、新型コロナウイルス感染症第 1 波から陽性患者受入れのための医療提供体制の整備を進め、併せて病床確保を行いましたので、新型コロナ重点医療機関となったことに伴います補助金の交付を受けました。病床確保支援事業分につきましては、総額で 9 億 6,141 万 1,000 円となっております。これによりまして、単年度経常収支につきましては約 4 億 6,000 万円の黒字が計上できたところで。

最後になりますが、公立病院としての社会的使命を果たすため、院内感染を出さないように感染防止対策を徹底し、市民の皆様へ安心・安全な医療を提供できるよう、今後とも積極的に取り組んでまいります。経営面では、収入増加対策として、病床確保補助金等、各種補助金の確保と外来収益の増及び診療報酬加算の取得を図り、費用削減対策として、管理経費の削減や材料費の単価見直し等を進め、新型コロナウイルス感染症による影響を最小限に抑えられるように今後も努めてまいります。

以上、簡単でございますが、令和2年度の決算報告とさせていただきます。御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（湯浅正司君） 続きまして、令和2年度の阿蘇市一般会計、特別会計及び企業会計の決算並びに基金運用状況の審査意見を阿蘇市代表監査委員に求めます。

小野正敏代表監査委員。

○代表監査委員（小野正敏君） おはようございます。

令和2年度阿蘇市一般会計、特別会計、企業会計決算意見書並びに基金運用状況審査意見書を別冊17に基づいて説明させていただきます。

まず、1ページです。審査の概要につきましては、令和2年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算及び関係帳簿、証書類、以下、特別会計、阿蘇山観光事業、阿蘇市下水道事業、国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業、坂梨財産区、古城財産区、中通財産区、宮地財産区、以上が審査の対象です。審査期間につきましては、令和3年7月2日から8月18日まで。審査の方法につきましては、審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書等について関係法令に準拠して作成されているかを踏まえ、これらの計数の正確性を確認するため、関係諸帳簿、その他証書類等の審査を行いました。審査の結果、令和2年度阿蘇市一般会計及び阿蘇市特別会計歳入歳出決算は、次の各表のとおりであるということで、審査に付した各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に準拠して作成されており、関係諸帳簿、その他証書類と照査した結果、決算は計数的に正確であり、また予算の執行及び出納に関連する事務の処理は適正に処理されているものと認められました。

内容につきましては、概略という形で述べさせてもらいたいと思います。先ほど一般会計はお話がありましたとおり、13億円の歳入超過となっております。それから、阿蘇山観光事業は、プラス・マイナス・ゼロです。それから、下水道事業が4,700万円、国民健康保険事業が8,300万円、介護保険事業が2億4,700万円、後期高齢者医療事業が1,000万円、坂梨財産区が1,000万円、古城財産区が400万円、中通財産区が1,200万円、宮地財産区が2万1,000円、以上のとおり、収支については、入りよりも出のほうが少なかったということで、いずれもプラスになっております。最終的には、合計欄で342億円予算現額、歳入が306億円、歳出が289億円で、収支は17億円のプラスです。執行率につきましては、いずれも80%以上であります。

続きまして、3ページに市債の内訳が書いてあります。市債合計が、令和2年度末の現在高が221億円で、対前年に比較しますと6億4,000万円ほど令和2年度は増えております。

それから、下のほうの起債残高につきましては、普通会計というのは阿蘇市でいうところの一般会計です、それから特別会計、企業会計が水道と医療センターです、トータルで291億円に対して、令和2年度の償還が21億円です。それから、新たに借り入れたのが28億円で、令和2年度末の現在高は298億円、トータルで7億1,300万円増えております。

それから、次の4ページです。財務分析指標。実質収支比率につきましては、標準財政規模分の実質収支ということで、実質収支は、先ほど述べましたように、10億円のプラスです。これに基づいて計算しますと11.2%。それから、経常収支比率につきましては、経常的経費から経常的特定財源を引いた分が91億円、分母が96億円で、経常収支比率は94.6%。それから、財政力指数は、85億円分の31億円で0.37%。公債費負担比率は、分母が116億円、分子が16億円で14%。実質公債費比率は、これは別の部分にも該当しますが、7.8%。これについては、次の6ページの令和2年度阿蘇市財務比率ということで、ここに説明書きをしております。

それから、戻りますけれども、5ページは、実質収支に関する調書。一番上が令和2年度です。実質収支額（A）というのがありますけれども、ここが一般会計は10億円です。これが6ページの右側の実質収支額となります。

それから、債務負担行為の状況は、以下のとおりです。

それから、7ページの自主財源と依存財源構成比ということで、令和2年度におきましては、自主財源が50億円に対して、依存財源が167億円。昔から言われています「3割自治」というのがありますけれども、当年度に至っては23.2%が自主財源ということになっております。

それから、8ページ、普通会計の中で経費別内訳です。義務的経費、投資的経費、その他経費となっております。ここで、一番下の※印があるところに普通会計うんぬんとなっておりますけれども、これは、地方財政統計上、統一的に用いる区分ということで、一般会計のことです。

それから、9ページに前のページの個別の内訳があります。

それから、10ページが一般会計の個別の内訳です。

それから、11ページ、表7が歳入決算対前年度の比較がしてあります。

それから、12ページが市税の徴収状況です。現年度分と過年度分に分けてあります。ここで、現年度分で収入未済額という欄の固定資産税が9,000万円ほど上がっておりますが、これは国からコロナ対策で猶予されているということで、金額が増えています。これは、過年度も1億2,600万円あります。

それから、13ページが市税調定額、収納額及び収入未済額に関する税目毎の構成比率ということであります。トータルが32億円、収入済額が28億円、収入未済額が2億9,400万円、約3億円近くになっております。

それから、14ページ、歳出の状況。これは、決算額が206億円です。

それから、15ページ、今度は、歳出の決算年度の比較で数字が出ております。

それから、17ページにいきます。特別会計です。

阿蘇山観光事業特別会計、歳入が6,800万円、歳出が同じく6,800万円、歳入のところで繰入金3,100万円出ています。

それから、次が下水道事業特別会計です。歳入が8億円、歳出が7億円、こちらも繰入金2億8,800万円ほど出ております。

それから、19ページ、下水道受益者分担金及び負担金の収納状況は、表3のとおりとなっております。不納欠損額が294万9,000円ほど出ております。それから、次が下水道、今度は使用料の状況となっております。ここも収入未済額が422万5,000円出ております。

それから、20ページの国民健康保険事業特別会計、歳入が36億円です。それから、歳出が35億円、繰入金が3億円出ております。

それから、保険税の収納状況について、21ページです。収入未済額が過年度分をひくると1億9,000万円ぐらいになっております。

それから、22ページは国民健康保険の被保険者数、それから表6は財政調整基金に繰り入れた部分が7,500万円上がっております。

それから、次、23ページ、介護保険の特別会計です。歳入が36億円、歳出が33億円、繰入金が5億7,100万円ほどあります。

24ページ、基金につきましては、積立金が6,400万円ほど増えております。2億7,000万円、決算年度末の残高になっております。

それから、25ページの後期高齢者医療事業特別会計につきましては、歳入が4億円、歳出も4億円という数字になっておりまして、繰入金が1億5,000万円ほど上がっております。

26ページですけれど、後期高齢者の被保険者の状況です。大体5,000人ほどで、ここ3年ほどは推移しております。

坂梨財産区の特別会計です。27ページです。現在残高、それから期首からの増減500万円、積立金になっております。最終的に年度末の残高は2,000万円。古城財産区が、積立金500万円、決算年度の残高が500万円。中通財産区が、積立金500万円に対して、年度末の残高は2,500万円。宮地財産区につきましては、歳入歳出の差額は2万1,710円です。

28ページに個別の明細を上げております。

それから、29ページが財産に関する調書ということで、公有財産、有価証券及び出資金、物品、基金。

それから、30ページ、今度は収入の未済額、一般会計についてです。これは、先ほど申し上げましたが、市税の中でここに固定資産税とありますけれども、増減が6,000万円ほど増えていますが、これはコロナ対策のための猶予ですので、一概に収入未済のままというわけではありません。

それから、31ページの特別会計の収入未済額、令和元年度と令和2年度に分けて書いてあります。トータルでは、令和2年度が2億円ほどです。

それから、企業会計については、水道事業と病院事業、こちらが出ております。医業の部分に関しては、収入未済といえども、通常レセプトを集計して、診療報酬支払基金にそれを

請求して、それから実際入金になると思いますので、タイムラグが2ないし3か月は出てきますので、単純にこの部分がすべて未済という形ではありません。

それから、32 ページ、収入未済額合計が一般会計、特別会計、企業会計、令和2年度が3億円、2億円、2億円、トータルで8億8,000万円あります。内容につきましては、下の以下の欄に書いております。

それから、令和2年度阿蘇市公営企業決算審査意見書について申します。34 ページです。審査の概要について。審査の対象、令和2年度阿蘇市水道事業決算、令和2年度阿蘇市病院事業決算。審査の期間は、令和3年7月2日から8月18日まで。審査の方法、提出された決算書、その他関係書類が地方公営企業法及び関係法令に基づいて作成され、水道事業、病院事業の経営成績、財政状況が適正に表示されているかを審査するとともに、関係職員の説明を求め、公営企業の経営が経済的及び合理的かつ効率的に運営されているのかの審査を行った。関係職員の説明ということで、病院には6月に監査委員のほうから出向きました。審査の結果です。審査に付された決算書及び財務諸表は、地方公営企業法及び関係法令に準拠して作成されており、決算諸表の計数は正確であり、かつ経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められました。

35 ページ、水道事業の会計を歳入歳出書いております。収益的な収入並びに支出は、トータルとしては6,000万円のプラス。

次のページが、これは懸案事項だと思いますけれども、資本的収入と資本的支出、これは、先ほど説明がありましたように、最終的に1億8,700万円マイナスになっております。

それから、37 ページ、事業の状況ということで、事業の概要の一番下に年間有収率というのが74.54%になっておりまして、令和元年度に比較しますと0.5%という数字は上がっておりますが、これは漏水とか、その辺を一概に見つけるのはなかなか困難かと思われまして、できれば80%程度になればと思っております。それから、企業債の償還状況です。前年度末が20億円、本年度の償還が1億5,300万円で、本年度新たに1億8,000万円借り入れたことによって、最終的には20億円の残高が残っております。

38 ページは、経営の状況です。表6、比較損益計算書で、収入の合計が4億6,200万円、支出が4億2,300万円、当期純利益が3,900万円となっております。

それから、39 ページ、財政状態についてということで貸借対照表が載っております。これは、左右を見比べていただきたいと思っております。

それから、表8、41 ページです。財務分析、流動比率、当座比率、自己資本構成比率、固定資産対長期資本比率、負債比率が載っておりますけれども、固定費の部分が多いので、どうしても数字はあまり芳しくありません。下の用語の解説のところに、流動比率ということで、最終的に率は200%以上と書いてあります。これは問題ありませんが、当座比率は100%以上であること、それから固定資産対長期資本比率、この辺は固定資産そのものがどうしてもそれでお金を生むわけではありませんし、ある程度20年、30年の長いスパンでやっぱ見ないとしょうがないかと思っております。

それから、次に42 ページ、病院事業会計。これは、先ほど会計の報告がありましたよう

に、患者数は減少です。それで、4階の病床が閉鎖されたことによって、これが大きいと思いますけれども、対前年で79%になっております。

それから、次の43ページは、科別の患者数です。

それから、44ページが病床数ということで、一般が120床、それから感染床が4床、今はコロナ関係で6床になったということと、それに伴い4階の病床が閉鎖された、これが主な減少の要因ではないかと思っております。経営の状況は、一番右側、令和2年度です。総収益29億円、当期純利益は4億円出ております。

それから、45ページが予算の執行状況です。表3が収入、表4が支出です。決算額では、29億円が収益、それで決算額の支出が24億円になっております。

それから、46ページが資本的収入です。収入が2億円に対して、支出が4億円。これは、設備関係、それから借入金の償還等で、ここではマイナスになっております。

47ページが企業債及び一時借入金の状況です。企業債については、前年度末が31億円だったのが、今期1億円償還して、2億円の借入れで、最終的に32億円と、9,000万円ほど増えています。それから、他の借入金が、前年度末が7億円に対して、償還が2,800万円、本年度末が7億円。一時借入金は、現在、残高はありません。

それから、48ページです。経営の状況、比較損益計算書、収入。医業収益が14億円、医業外収益が15億円、トータルで29億円。支出が、医業費用が23億円、医業外費用が1億円、トータルで24億円。差引き4億5,800万円プラスになっております。ただし、先ほども説明がありましたように、収入の部の医業外収益の3番の補助金が対前年で10億円増えています。なので、最終的には利益が出ました。それから、本業である医業収益が14億円に対して、医業費用が23億円なので、本業については、いわば赤字の状態です。今期については、この10億円の補助金があって、プラスになっております。

それから、次の49ページ、比較貸借対照表構成比率表です。資産の部で固定資産、令和2年度が対前年と比較しますと、器械備品のところが1億5,700万円増えています。大きい原因としては、電子カルテのシステムの入替えによるものです。資産合計は50億円になっています。それから、負債の部は、御覧のとおりです。

それから、51ページに財務分析というのがありますけれども、ここはそれぞれ数字が当てはめてありますが、一番下に収益率というのがあります、医業収益対医業費用比率というのが、これは先ほど申し上げました前のページにありますけれども、医業収益が14億円に対して、医業費用は23億円になっておりますので、この数字からしますと、令和2年度は61.8%。平成30年度が72.4%、令和元年度が67.3%となっております。

52ページは、意見書を書いております。

それから、企業会計の意見書が53ページになります。

水道事業については、54ページになります。

それから、令和2年度阿蘇市基金運用状況審査、本市には地方自治法第241条第1項の規定による基金そのものがないので、同条第5項による審査は実施していません。

以上です。

○議長（湯浅正司君） これより令和2年度阿蘇市一般会計、特別会計及び企業会計の決算並びに審査意見について質疑を行います。この議題についての質疑は、一般会計の質疑、特別会計の質疑、企業会計の質疑に分けて行うことにいたします。

なお、本件は、御承知のように、会期中の日程に従って、各常任委員会に付託をされます。したがって、自己の委員会の件についての質疑は御遠慮をお願いしたいと思います。

それでは、最初に認定第1号「令和2年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

19番議員、河崎徳雄君。

○19番（河崎徳雄君） 歳入歳出の決算書から質問というよりもお尋ねをいたします。

まずは、中山間地事業、昨日も説明があつておりました。これは重要な施策の一環ですけれども、中山間地の対象農地と対象草地の面積数、それと対象農家数を教えていただきたいと思ひます。

それと、観光関係で入湯税が、先ほど監査委員からありましたけれども、1,800万円程度ですけれども、然事業が約1,800万円使つてあります。その然事業の観光振興の内容をお聞きいたします。

それと、もう一つは、はな阿蘇美の未納金、これは歳入の23ページを見ても、中には、はな阿蘇美の納入状況はあつておりませんが、それはどうなつてゐるのかをお尋ねいたします。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） まず、中山間地域等直接支払事業交付金につきまして御説明をいたします。別冊11の175ページになります。下から3行目になります。令和2年度の決算額といたしまして2億4,887万4,959円となっております。御質問の面積、また農家数ということでございます。

まず、中山間制度につきましては、平成13年度から5年ごとに見直しが行われまして、現在、第5期対策という形で行つております。阿蘇市におきましては、対象地が田、畑、草地、採草放牧地ということで4つの対象地目となっております。

対象面積といたしまして1万252ヘクタールが対象面積となつておりました。水田でございます。こちらは1,152ヘクタール、畑が0.8ヘクタール、草地が1,736ヘクタールでございます。それから、採草放牧地が7,363ヘクタールということで、トータル1万252ヘクタールとなっております。

金額でございますが、対象地目に対しまして急傾斜、また緩傾斜ということで2つの区分に分かれまして、単価が異なつておりました。これは地目ごとの単価もよろしいですか。

それから、受益者数ということで御質問でございますが、本日資料を持ち合わせておりませんので、後ほどまた御説明をさせていただきたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦美保子君） それでは、決算書の185ページ、中段ほどにあります阿蘇市

「草・観・然」活性化事業補助金 1,788 万円について説明します。

まず、この中の 1,788 万円のうち、1,320 万円が旅館組合への補助金になっています。

残る 450 万円について内訳を説明します。然の取組につきましては、今、予算をかけない形でアクティブだったりサイクリングだったり、観光課でいろんな取組をしております。その中に、やはり人が主役、阿蘇は自然だけではなくて、素晴らしい人がいるというのが然の考え方でございましたので、それを全部取り入れまして、表に必ず人が、料理であったり、いろんなアクティブ体験、ガイド、農産物であったり、なるべく人が表に出るような発信の仕方をしております。450 万円のうちで予算がかかっているとすれば、こういう発信をしたときに、じゃあ、どこに行けばその人に会えるのということになりますので、道の駅阿蘇に委託しまして、然のコンシェルジュ事業を発注しております。そこで、然の説明とか、こういったら会えますということで説明をしていただいています。また、450 万円の中の 224 万円は、エフエムラジオ「ゆっくりのんびり ASO 大陸」です。これは、土曜の 12 時半から 30 分、みっちり阿蘇市の情報が流れております。これに市民の方が 2 名、毎回出演されて、自分のところの情報発信をしていただいていますので、そういったところでも人が主役というのが息づいています。その他、450 万円のうちの内訳として、ディスプレイ（大型ビジョン）を今 4 基、阿蘇市内に設置をしております。その情報発信、それと大観峰のガイドさん用にも設置しています。それと、然のホームページの保守料になります。

以上です。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） はな阿蘇美の納付金の件、過年度分の件かと思いますが、請求はしてきておりますが、まだ平成 28 年の分の納入があっておりませんので、今回歳入の予算には上がってないという形になります。

○議長（湯浅正司君） 河崎徳雄君。

○19 番（河崎徳雄君） まず、中山間地事業ですけれども、農地の対象面積は 1,152 ヘクタールと聞きましたけれども、阿蘇市の農地は約 4,000 町、3,000 数百町ありますけれども、3 分の 1 近くが対象農地でございます。それと、対象農家数については、これもコロナの状況で、阿蘇市の農家の 3 分の 1 程度ではなかろうかと思っておりますけれども、言葉は分かりませんが、こういう 3 分の 1 の農家の人たちのおかげで阿蘇の農業振興ができております。だから、この躍進の中にも中山間地事業を有効に活用していただきたいと思っております。

それと、入湯税ですけれども、入湯税も 1,300 万円近くが旅館組合となっておりますけれども、そのあたりが旅館組合の組合員ですら不満な点があるようでございますので、慎重に旅館組合あたりに観光振興の助言をしていただきたいと思います。

それと、はな阿蘇美の平成 28 年度の未納金ですけれども、私は今まで 2 回一般質問をしております。初めのときはどういう督促をしているのかと、2 回目のときは時効を考えて不納欠損処分にしたらどうかと提案しておりますけれども、いずれにしてもまだ解決なされておられません。私は、今月、いつでもいいです。今日でも明日でも今議会中に本人がおられるところに私が引率しますので、ぜひ本人のところに督促に行きましょう。私が行きますので、

今議会の期間中に終わったら、すぐ行きますので、おる場所、住所に私が案内いたします。
いかがですか。行きますか。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） はな阿蘇美の納付金については、これまでも再三にわたりこちらから通知という形で請求をしております。議員が今言われますように、不納欠損については、関連法令を見ながら適正に判断をしていきたいと考えております。また、請求に関しましては内部で協議させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 河崎徳雄君。

○19 番（河崎徳雄君） 阿蘇市の納税状況も、今、監査委員が申し上げたように、非常に厳しい状況にあります。そういう納入金についても、やっぱり職員はもうちょっと自分以上に公的な金は大事にしないといけないですよ。積極的に集金の督促をやってもらいたいと思います。私が今提案いたしました今議会中に本人が住んでいるところに連れて行きます。そういうことで、ぜひ本人に面談して、督促をやってください。ぜひ行くように、部長あたりと相談して、行くか行かないかをすぐ説明してください。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） すぐ内部で協議をさせていただきます。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

8 番議員、谷崎利浩君。

○8 番（谷崎利浩君） 8 番、谷崎です。主要な施策の成果から質問いたします。

まず、47 ページの観光課関係で観光客誘致活動の推進の中の⑦日帰り観光客の誘致が前から 570 万人の目標で、今回、コロナ禍の中で 308 万人、54%という達成率です。私は、道の駅の近くに住んでおまして、お客様の出入りとかの体感からいくと、もうちょっとお客さんは来られているんじゃないかという感じがするんですが、日帰り観光客の誘致の数の集計の仕方はどういう形でされているのか、阿蘇に来られている方を全部把握するのは難しいかと思うんですけど、その集計の方法についてお尋ねいたします。

それと、まちづくり課関係、57 ページです。移住・定住の促進と対策というところで、空き家バンク登録件数が 400%近く達成しております。これは、驚くべきことで、すごく評価していいことだと思います。今後は、この登録者から実際に住んでいただくというところへシフトしていかれるのがいいと思うんですが、その中で、空き家対策はもちろんですが、これには土地の流動性を高めたりとか、土地対策とかは入っているのか、それについてお尋ねいたします。そして、ぜひ定着ができるように促進していただきたいと思います。

次に、建設課関係で 59 ページ、道路施設等の長寿命化ですが、その中の橋梁関係、7 番の補修済橋梁数が出ております。69.6%で、昨年が 52.2%です。この補修については、もともと数年前、全部の橋梁を点検して、補修していかないといけないという通達があったと思いますが、何年間の間に、今、何橋、橋梁全体の数をやっていかないといけないのか、全体の中から見たところで大体何%あたりの点検が終わっているのか、それについてお尋ねいたします。

○議長（湯淺正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 日帰り観光客数の換算の仕方について御説明します。主要観光施設に入込客数を4期分、年に4回聞いております。その数になります。それと、宿泊を足して、総入込数としているということです。すみません、件数は、ほぼお客さんが入るようなところはほとんど聞き取りをしています。

○議長（湯淺正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 空き家バンク登録者数については、非常にここ1、2年で伸びてきております。ただ、まだ阿蘇市内には、過去の調査でいきますと800弱ぐらいの空き家があるという調査結果も出ておりますので、その辺については、また地元の区長さん等々とも協議しながら、できるだけ空き家をなくすような解消に向けた取組も進めていきたいと思っております。また、本年度からは、空き家だけではなく、土地に関しましても空き家バンクのホームページ等に掲載をさせていただいております。空き家ではなくて、土地だけを探されている移住者の方の声もありましたので、現状としては、土地を登録される希望の方については土地の登録もさせていただいている状況でございます。

○議長（湯淺正司君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 橋梁の長寿命化という質問でございます。阿蘇市が管理している橋梁が500橋ございまして、5年間かけて130橋ずつぐらいを毎年点検していっております。その中から補修のランクの高い順番に補修をしていくわけでございますが、大体年間5橋ずつやっついていかないと計画通りにいかないという状況でございますが、補修の程度にもよりますものですから、予算が確保できないという部分もございまして、伸び悩んでいる状況でございます。

○議長（湯淺正司君） 谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） 日帰り観光客については、コロナ禍の中でも結構福岡あたりからも来ていただいていますし、観光施設でコロナ感染が発生したところは、今のところ聞いていません。ある程度の対策をきちんとしておられるんだと思います。そういった中で、今後も日帰りにも力を入れていただいて、阿蘇に来ていただく。コロナ感染対策は当然ですけれども、そういった方面へ力を入れていただいて、商工会でも新規企業が結構増えていますので、恐らく補助金関係でそういった日帰り関係の店舗が増えているんだろうと思います。そういった方面へのサポートをお願いしたいと思います。

まちづくり課では、土地の流動性というのが必要だと思います。特に商店街関係は、昔からの地主がおられまして、廃屋も含めてなかなか動かない状況です。特に借金の清算となった場合は、売ったとしても税金が20%かかるとかいろいろしていきますので、なかなか売っていただけないところもあると思いますので、国も含めてですけれども、土地の流動性というか、そういったのを研究していただければと、そのように思います。

橋梁の件については、点検だけでも期間内になるべくやっていただくようお願いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（湯淺正司君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 点検につきましては計画的に行っておりますが、補修が追いつかないという状況でございます。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） おっしゃられるように、商店街については、一つありますのが、土地と建物の持ち主が違うというケースも中にはございまして、なかなか地主さんと建物を持っている方の意見がうまく合わないというケースもありますので、その部分については、いろいろ民法関係も変わってくるようでございますので、それに沿って対応していきたいと考えております。

○議長（湯浅正司君） お諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） それでは、暫時休憩をいたします。11時15分に再開いたします。

午前11時01分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（湯浅正司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

認定第1号について、他に質疑ありませんか。

15番議員、五嶋義行君。

○15番（五嶋義行君） 15番、五嶋です。

主要な施策の6ページ、公共交通のことで、毎年、バスの補助金が増額されているように思います。これを何とか、あまりバスに乗る人はいないのに、なかなかこの金を払わないといけない。逆に、乗合タクシーの予算のほうが、もう少し乗合タクシーの利用が増えてもいいんじゃないかと思えます。

もう一つは、13ページの、昨日もありましたマイナンバーについてですが、なかなか普及が加速的に進まない。結構お金は使っている、普及しない理由として、マイナンバーがなければできないことがないんですね。マイナンバーがあまり必要とされない。私も早くに作ったけれど、まだ1回も使っていない状況で、もっともっとマイナンバーが利用できる社会にしなければ、これは必要ないんです。本当に必要ならば、なければ使えないと、そういう社会をお願いいたします。

それと、もう一つは、16ページ、障がい者の暮らしの支援で、各種相談の実施というところで9億6,100万円の予算が投じられておりますが、これは具体的にどういうふうにお金は使われているのでしょうか。お願いします。

○議長（湯浅正司君） 政策防災課長。

○政策防災課長（山本繁樹君） お疲れさまです。政策防災課です。

地方公共交通の維持確保のところの地方バスの負担金の増額につきましてです。今年、系統数をまず見直しをしております、バスの乗降者数の数値も4月以降、確認しております。今年度、9系統を8系統に、乗降者の数に合わせたダイヤの減便に努めているところであり

ます。この金額については今のところ減額ということで、今期以降は増えていくものと考えているところです。

また、阿蘇市外を回る路線、系統につきましても、乗降者数が少ないという便もあります。例えば、産山環状線、そういった分につきましても、現在、産山村と協議を進めており、減便ということも併せて検討したいと考えているところです。より市民の方々のニーズに合わせた便数の調整を行っています。

乗合タクシーにつきましては、基本的に路線バスがあるところまでをカバーするということがあります。ただ、不便性も多少はございまして、そういったのも今年度バスと併せたところで乗合タクシーがいい形にカバーできるよう研究しているところでございます。

以上になります。

○議長（湯浅正司君） 市民課長。

○市民課長（森永智保君） マイナンバーカードにつきまして、市民課としてはコンビニ交付の利用の促進をさせていただいております。以前は自動交付機が阿蘇市役所の本庁と内牧支所に置いてありましたが、令和元年9月で撤去になっております。それ以降、マイナンバーカードを持っていらっしゃる方は、コンビニ交付、全国コンビニで利用ができるということで促進しておりますけれども、なかなかまだ自動交付機のように件数は伸びておりません。議員がおっしゃられるように、マイナンバーカードがどういったものにひもづけされるかというところでも、また取得が増えてくるのではないかと思います。今後も関係課と連携して、皆様に持っていただけるように取得の促進に努めていきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） ただ今の御質問にお答えします。

決算書でいうと113ページの19扶助費に当たる部分です。主要な施策の裏に概要的なものの、メニューは載っておりますけれども、身体障がい者の方がいろんなサービス、医療等を受けるために、まずは窓口あたりに相談に来られて、そこからつないでいくということで、こういった形での計上としておりますけれども、いろんなサービス、医療、その他を含んだ項目になっております。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15番（五嶋義行君） 公共交通機関の運行補助については、やっぱり路線を大幅に見直して、本当に乗らないところのダイヤは変更して、その分、乗合タクシーのほうが小回りが利いて便利になると思いますので、その辺の検討をよろしくお願いします。

それから、マイナンバーについては、私も住民票をとらないといけないということがあって、よし、今度こそはコンビニでとろうと思っていたんですけど、市役所に来てしまったものですから、ついでに市役所でとった。そういうことで、なかなか自動交付機だけの利用ではマイナンバーは普及しないんじゃないかと。もっとこれがなければ、身分証明書にならないんですよということにならないかと思いました。

それから、障がい者の暮らしの支援については、内容は分かります。今回のパラリンピックを見て、本当に障がい者の方たちの努力は驚くような気持ちになりました。そういう意味で

これだけの予算が組んであることも理解できましたので、分かりました。

以上です。答弁はいいです。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

9 番議員、園田浩文君。

○9 番（園田浩文君） 9 番、園田です。

主要な施策の成果の 41 ページに林業振興と森林保全ということで上がっておりますけれども、最近もうちの近所にも大変イノシシが田畑を荒らして、気候が長雨で波野あたりもキャベツが非常に被害を受けているというのも昨日ニュースであっていたんですけれども。稲作の中にイノシシが随分走り回っていて、被害が出てきているのかと思います。課題と今後の取組の方針の中に、猟をされる方ですか、こういう取得する者に補助を行うと出ております。年間やはり何名かはこれを受けていらっしゃるのかと。それと下から 3 番目の ICT 機器の整備促進を図るということで、自動閉鎖機能を備えているわなもあるということで、うちの近所にもくくりわなというんですか、免許を持っている方に箱ではないものをつけていただいているんです。電柵あたりも、小さいイノシシだったら触ったときにビリッときて逃げやすいんですけども、少し大きくなると、この前、朝方入っていたんですけども、やっぱり電柵を破って外に出るところで、あまり効果がないのかなとも感じております。

それと、こちらの決算の 177 ページに有害鳥獣捕獲報奨金が 1,500 万円ほど出ておりますけれども、イノシシ、シカが主だと思いますけれども、この中の詳細を教えてくださいと思います。よろしくお願いします。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） まず、1 つ目の御質問でございますけれども、現在、阿蘇市では 13 隊、21 班の駆除隊を編成いたしております、110 名の隊員の方がいらっしゃいます。隊員の方もなかなか高齢化いたしております、そういった課題を解消するために、現在、免許取得に対する補助ということで講習費用、また印紙税あたりを全額支援させていただいております、令和 2 年度は 8 名の方がお使いいただいております。

今年度につきましては、わな関係で取得している職員も数名おります。そういった中で、まず通報があった場合についての確に機動性を持って対応するために、今後は職員あたりも本課でも免許取得を勧めてまいりたいと考えているところでございます。

それと、ICT 関係でございますけれども、囲いわなの設置について現在も駆除隊の隊員さんのほうで行っていただいておりますけれども、実際わなにかかっているかどうかという確認が非常に遠方になる、また日々の部分で負担になっているということで、こういった ICT を活用して、スマホあたりで確認ができる、わなにかかった場合についてはスマホに情報が来て、実際わなで有害鳥獣を仕留めるといった部分の軽減ができるということで、こちらでも現在、駆除隊の役員会等でも議題としてお出ししております。今後については、集落単位でまずそういう有害鳥獣の被害防止対策をお考えいただく部分で、まず駆除隊の役員さんを通じまして、今、地域の選定をしている状況でございます。

また、電気牧柵については、こちらについてもこれまでも支援事業としてやっておりますが、令和2年度で64名の方がお使いいただいている状況でございます。

決算書の177ページでございまして、中ほどの7報償費でございます。1,530万4,920円の実績ということでございまして、有害鳥獣で申しますと、イノシシが974頭、イノシシの幼獣でございますが24頭でございます。それから、シカがニホンジカでございますが、729頭、カラスが8羽でございます。サルについては、令和2年度については実績がございません。頭数といたしまして1,735頭の捕獲ということで、トータル1,530万4,000円の報奨金をお支払いしているということになっております。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 後ろにも撃たれる方がいらっしゃるんですけども、免許取得というのは、大体参考までにお幾らぐらいかかりますか。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 免許の内容にもよりますけれども、約1万5,000円から2万1,000円ぐらいの幅になります。わなの取得になりますと1万5,000円程度になります。猟銃のほうが2万1、2千円ぐらいの費用になってくると思います。これについては、講習費用がメインとなっております。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

18番議員、田中則次君。

○18番（田中則次君） せっかく農政課長が答弁に立たれましたので、39ページの多面的機能支払交付金について確認とお尋ねを申し上げます。ここに書いてありますように、事業主体が集落地域住民となっていることから、活動に対する合意形成を図っていく必要があるということでございます。このお金は、各地域に対して受益者面積等々で配分されるものと私は思っておりますけれど、その確認と、ずっと今、水害、災害が多く発生しております。その後において、いつ、どのような形で受益者面積の形成がなされたのか。そして、それをどういう形で、土地改良あたりに提示されるんじゃないかと申し上げますけれど、その辺のお尋ねをいたします。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 主要な施策の成果の39ページでございまして、詳細については40ページを御覧いただきたいと思っております。中ほど、若干上段でございまして、多面的機能支払交付金事業補助金といたしまして3億9,253万円を交付いたしております。こちらについては、5つの組織に対して、農地維持支払い、また資源向上支払い、共同活動でありますとか、農業施設の長寿命化活動に対してお支払いをいたしているところでございます。

対象農用地につきましては、水田でございますが、3,651ヘクタール、畑で申しますと約700ヘクタールでございます。それから、阿蘇市においては草地がございますので、草地に対しても9,710ヘクタールの支援金がまいつている状況でございます。災害等で、水害で申しますと遊水地、また平成28年の地震等でいきますといろんな分で対象農用地が減少いた

しておりますけれども、こちらの減少分の調整については単年度におきましてもやっておりますけれども、複数年、3年程度調整期間を設けまして、一括して事後処理ということで全体的な農用地の調整、また交付金の調整あたりを県の協議会あたりと連携しながら行っている状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

6番議員、竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） 6番、竹原です。3点だけ、お聞きします。

まず、主な施策の中で、18ページでシルバー人材センターの予算として318万円、これはどういう内容かをお聞きしたいと思います。

そして、あと25ページ、運動団体の122万1,000円、これはいつものパターンになりますが、内訳をお願いします。

そして、あと58ページ、アスベストの調査ということで補助金でやっていますが、経過をお聞かせ願いたいと、その3点をお願いします。

○議長（湯浅正司君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） ただ今の質問にお答えします。

主要な施策、18ページ、シルバー人材センター運営費補助の内訳ということですが、こちらは人材センターの人件費を1.5人分、活動的に忙しい時期には2人分をみるという形での1.5人という形で運営費の補助をしております。

○議長（湯浅正司君） 人権啓発課長。

○人権啓発課長（市原吉治君） お疲れさまです。

主要な施策の成果の25ページの運動団体への支援ということですが、令和2年度におきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のためということで、全国大会や全国での研修会というのが相次いで延期や中止をされております。この運動団体の助成金の内訳ということで、自由同和会、阿蘇支部5万8,000円、同じく一の宮支部10万5,000円、全日本同和会、阿蘇支部49万2,000円、同じく一の宮支部56万6,000円、合計122万1,000円ということで、令和2年度は大幅に減少しております。

今年度も同じような形で全国大会と研修会等が中止、延期、オンライン等々になっておりますので、来年度の決算も同じようなことになるかと思っております。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） アスベスト関係の質問に対しましては、所管となっておりますので、答弁を控えさせていただきます。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、認定第1号の質疑を終わります。

続きまして、認定第2号「令和2年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計歳入歳出決算の認定について」から、認定第10号「令和2年度阿蘇市宮地財産区特別会計歳入歳出決算の認定

について」までの特別会計について、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

8 番議員、谷崎利浩君。

○8 番（谷崎利浩君） 8 番、谷崎です。

不納欠損額について、特に国民健康保険を中心に質問いたします。決算書の 322 ページと 337 ページ、実質収支調書です。322 ページに不納欠損額が 1,900 万円上がっております。それと、収入未済額が上がっております。先ほどの監査の説明では、減免措置も絡んでいるような説明で私は聞いたんですが、この不納欠損額と未済額、あと国の減免措置関係、それとコロナの影響による収入減とか、そういったところの納入が難しくなった方の状況とか、どういう状況だったかということについて御説明いただければと思います。

○議長（湯浅正司君） 谷崎議員、収納関係は所管になりますが、いいですか。

他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、認定第 2 号から認定第 10 号までの質疑を終わります。

続きまして、認定第 11 号「令和 2 年度阿蘇市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」、及び、認定第 12 号「令和 2 年度阿蘇市病院事業会計決算の認定について」の企業会計について、これより質疑を行います。質疑はありますか。

8 番議員、谷崎利浩君。

○8 番（谷崎利浩君） まず、水道課のほうで、先ほど説明があった中で、将来的に人口減に関して考える必要があると監査報告にあります。当年度といたしますか、令和 2 年度においては、A4 のいただいた紙の一番下に当年度損益留保資金によって資本的収支のマイナスを埋めたと書いてあります。見てみると、毎年ある程度はこうやって現金的にはやっていけないのではないかと思うんですけども、将来的な料金値上げについては、人口動向も見ながら慎重にやっていただきたいと思うんですけど、下水道を引いているところは、水道料金が上がれば、料金が 2 倍になりますので、そういったところもございます。今年の結果と今後の見込みについて少し説明いただければと思います。

それと、医療センターについてですが、医療センターは、病院事業、令和 2 年度の決算書のまず 5 ページで、今の水道課と同じように、資本的収支の不足に対して、今度は過年度と書いてありますけれども、今年については当年度の損益留保資金で賄えたのではないかと思うんですけども、今年の現金資金繰りについて少し説明をお願いします。

それと、10 ページの貸借対照表の資産の部で、流動資産の現金が昨年度より 3 億 8,000 万円増えまして、未収金が 2 億円増えております。現金が増えたのは理解ができますが、未収金が 2 億円増えた理由と、その反対側の流動負債の未払金、これが 2 億円同じように増えています。この内容について御説明をお願いします。

○議長（湯浅正司君） 水道課長。

○水道課長（竹原昭典君） 水道事業の今後の見込みについてであります。ここ数年、今年度も 3,900 万円の黒字を出しております。前年度も 3,800 万円、ほぼ同額ではありますが、

どうしても減債積立て、建設改良積立て、特に令和元年度は取り崩す額が大きく、今年度も、前年度よりは若干減りましたが、取り崩す額が大きくなっていております。本来ですと、積立てを行い、それで賄って行きますが、今後については、令和2年度において、施設整備基本計画を策定しました。今年度、アセットマネジメント、また経営戦略を策定しまして、今後、料金改定も視野に入れて、施設の整備を進めていきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 医療センター事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（井野孝文君） ただ今の御質問にお答えしたいと思います。

まず、資金繰りという御質問でございましたが、従来から資本的収支におきましては、不足額が生じて、確かに令和2年度は収益的収支で黒字を計上したところですが、従来から資本的収支の不足額においては、過年度分損益留保資金がまだ多分、申し訳ございません、正確には覚えておりませんが、8億円近くございますので、当然それを財源に充てさせていただいたと、そこはそういうふうに御理解いただければと思います。

それと、10ページ、貸借対照表の中での未収金につきましては5億1,800万円ほど未収金がございますが、このうち総務関係が、先ほどの空床補助金を含めて、まだ3億円ほど入っておりませんので、それを未収金に計上しております。いわゆる診療報酬の2月、3月分、これにつきましては、2億1,300万円ということで、大体例年ペースだと思っております。

申し訳ございませんが、未払金の3億円、確かに前年度決算に比べれば2億円ほど増えております。ここは、すみません、確認しておりませんので、また確認次第、御報告差し上げたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） 今回は、医療センターの皆様方の御努力というか、本当にコロナ関係で地域住民の方も安心されているというか、空床があって、非常に期待したり、コロナが不安な中でも医療センターがあるということで心強く思ったりしております。それに加えて、収入も上がったということで、昨年度はよかったんじゃないかと、そういうふうに思います。今年度も同じような形になると思いますし、第6波ですか、監査報告にも書いてありましたけれども、イプシロンとかゼータとか、次の株のことが出ておりますので、そういったことについても備えができるように、よろしく願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 医療センター事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（井野孝文君） 今ありがたい言葉をいただきまして、ありがとうございます。

確かに第5波も最近の傾向でいきますと、全国的にも患者数が前週同様、同じ曜日を下回るというマスコミ報告がなされているように、若干ピークアウトを迎えたのかと思っておりますが、懸念するところは、新たに変異株が何かまたミュー株とかいう新しい株が出て、感染性がまた強いんじゃないかという懸念もされているところです。

今、市議がおっしゃったところですが、補助金も今後どういう展開になるかというのはまだ分からないところもございます。ただ、病院としましても、実は第4波の入院患者が退院されたのが6月7日でした。それから約1か月近くは結局空床状態を続けたわけですが、そ

れというのも、実は第2波、第3波のときにも同じような決断を迫られたところがあったんですが、実際、院長の考え方としましては、少しでも早く再開したいという思いがあります。入院需要がございます。ところが、やはり再開しようとして、2階、3階病棟の患者さんを4階に上げると、偶然かどうか分かりませんが、その日に限って、また陽性患者の受入れがかかると、そういったことが立て続けに起こったものですから、そういったことを勘案しながら、今後のコロナウイルス感染症の流行を見極めながら病床を戻すということも、今、シミュレーションをしながら考えているところでございます。ありがとうございます。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、認定第11号及び認定第12号の質疑を終わります。

日程第13 報告第10号 令和2年度阿蘇市財政の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（湯浅正司君） 日程第13、報告第10号「令和2年度阿蘇市財政の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」を議題といたします。

初めに、財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（廣瀬和英君） お疲れさまです。

議案書の14ページをお願いいたします。ただ今議題としていただきました報告第10号、令和2年度阿蘇市財政の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、御説明申し上げます。

まず、議会開会日に将来負担比率の数値を修正させていただいておりますので、改めて御確認をお願いしたいと思います。

それでは、初めに提案理由ですけれども、本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものでございます。

詳細につきましては、まず14ページの上の表を見ていただきたいと思います。上の表は、健全化判断比率の4つの財政指標でございます。

最初に、表の1行目、実質赤字比率ですけれども、地方公共団体の最も主要な会計である一般会計等に生じている赤字の大きさを地方公共団体の財政規模に対する割合で表すものでございまして、阿蘇市の場合、赤字は出ておりませんので、こちらの比率については該当ありません。

次に、2行目の連結実質赤字比率につきましては、一般会計のほか、公立病院や水道、下水道など、公営企業を含め、地方公共団体の全会計に生じている赤字の大きさを地方公共団体の財政規模に対する割合で表すもので、こちらにつきましても同様に、阿蘇市では連結でも赤字は出ておりませんので、該当はございません。

次に、3行目の実質公債費比率でございます。この比率は、地方公共団体の借入金の返済額、いわゆる公債費の大きさをその地方公共団体の財政規模に対する割合で表したのになります。令和2年度決算では7.8%ございまして、前年度より0.1%の微増となっております。増加の要因といたしましては、阿蘇広域行政事務組合において熊本地震に係る借入金の元金償還が始まったことなどが挙げられます。

次に、その下の4行目、将来負担比率につきましては、地方公共団体の借入金など、現在抱えている負債の大きさをその地方公共団体の財政規模に対する割合で表したのになります。令和2年度決算では41.1%ございまして、5年連続で将来負担比率が改善しております。要因といたしましては、充当可能な財源として、特別会計等の基金残高の微増によるものと、それから基準財政需要額の算入見込額が増えたことなどに伴い、将来負担比率が減少したものでございます。

続きまして、下の表、資金不足比率につきましては、水道事業会計、病院事業会計、下水道事業特別会計等のすべての会計において資金不足が出ておりませんので、該当はございません。

報告は以上になります。

○議長（湯浅正司君） 続きまして、代表監査委員より審査意見の説明を求めます。

小野正敏代表監査委員。

○代表監査委員（小野正敏君） 令和2年度阿蘇市財政の健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見書、別冊18により申し上げます。

まず、1ページです。審査の概要、この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。審査の結果、総合意見、審査に付された令和2年度決算に基づく健全化判断比率並びに算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。

以下、判断比率、令和2年度早期健全化基準、この箱の中の数字ですが、まず一番上に実質赤字比率、赤字ではありませんので、ここは該当しません。それから、2番目に連結実質赤字比率、これについても黒字ですので、該当しません。それから、実質公債費比率7.8%、将来負担比率41.1%、これは、右側が早期健全化基準の数字になりますので、いずれもこれを下回っているということです。さらに言うならば、夕張市ではありませんけれど、これ以降に財政再建と、こういう数字がありますが、その前の前段階での早期健全化基準以下であるということを申し上げます。

個別意見につきましては、まずは1番目の実質赤字比率、これは一般会計が実際赤字ではありませんので、赤字がない場合、マイナスと記載しておりますけれども、これは該当しません。それから、2番目が連結実質赤字比率ですけれども、これについても2ページにありますように、連結した場合の一般会計から特別会計、さらには水道事業、病院事業、これについてプラスですので、赤字には該当しません。それから、3番目に実質公債費比率については、3年平均の数字が、平成30年度が7.2%、令和元年度が8.09%、令和2年度が8.19%、

合計 23.58%、これに対しての平均は 7.8%です。早期健全化基準は 25%ですので、これ以下になっております。それから、4 番目に将来負担比率、令和 2 年度は、A、B、C、D というのが下にありますが、A302 億円マイナス B269 億円、C97 億円マイナス D15 億円掛ける 100 で 41.1%になっております。この内訳については、次のページに A、B、C、D となっております、特に指摘すべき事由はございません。

次に、令和 2 年度公営企業会計経営健全化審査意見書、4 ページになります。審査の概要、この経営健全化審査は、市長から提出された水道事業、病院事業、下水道事業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施しました。審査の結果、審査に付された下記資金不足比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。

以下、水道事業、病院事業、下水道事業、健全化比率は、いずれも 20%です。水道事業会計については、流動負債と流動資産、簡単に言えば、入りのほうが大きく、出のほうが少ないですので、結果としてマイナスになっています。病院事業についても、同じように流動資産のほうが負債よりも大きくなって、分子はマイナスです。下水道事業につきましても、歳入のほう歳出より多いということでマイナス、資金不足はいずれも生じていないということで、次のページの 2 番に是正改善を要する事項については特にありません。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、以上で報告を終わります。

以上で、議案等の質疑は終わりました。各常任委員会付託につきましては、議案第 52 号から議案第 66 号まで、また、認定第 1 号から認定第 12 号までをお手元に配付しております。議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、本日の会議を散会いたします。

どうもお疲れさまでした。

午前 11 時 58 分 散会